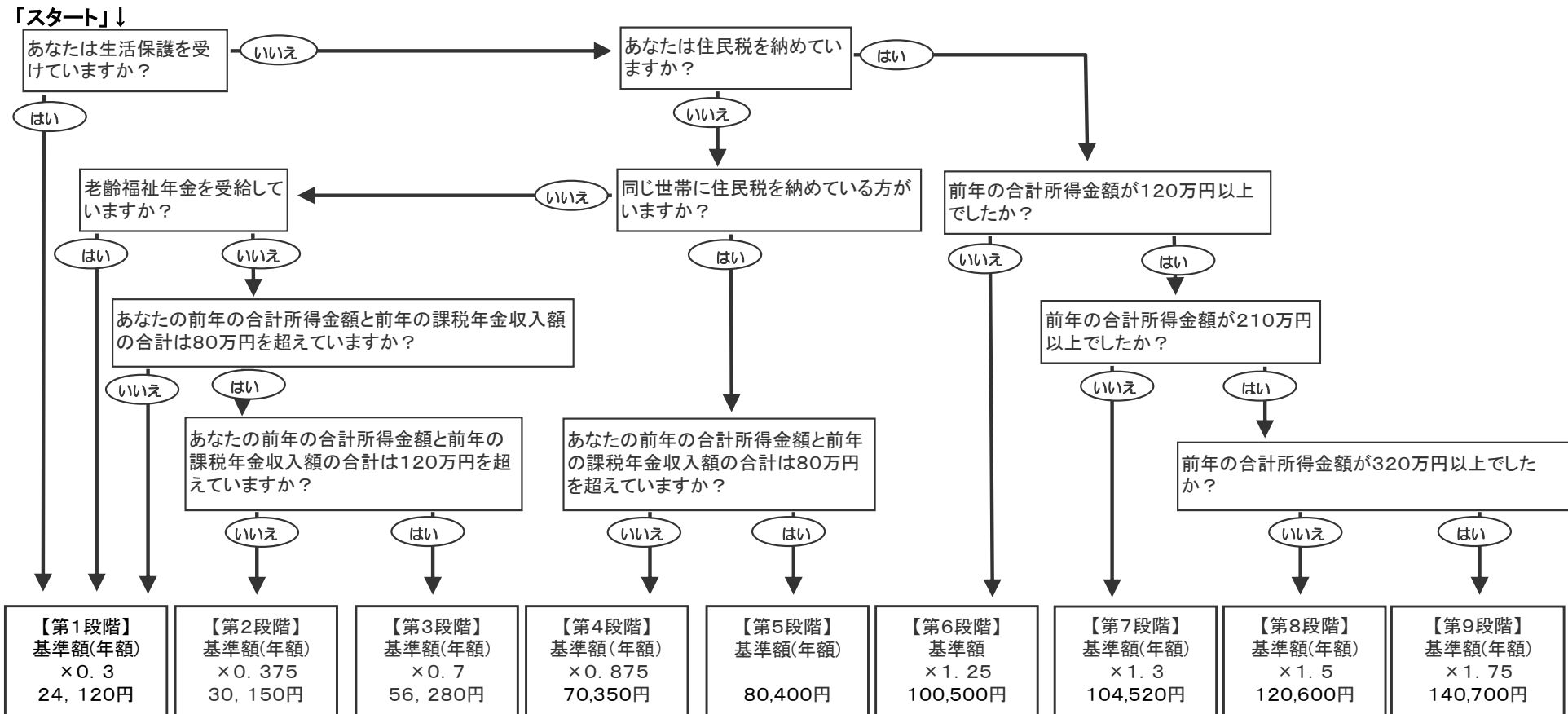


65歳以上の方の介護保険料の決まり方



●課税年金収入額

老齢・退職年金など、課税対象となる年金などの収入金額をいい、遺族年金・障害年金などの非課税年金は含まれません。

●合計所得金額

合計所得金額からは「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」及び「公的年金等に係る雑所得（第1段階から第5段階のみ）」を控除しています。

また、税制改正により令和2年分以降の給与及び公的年金等に係る所得控除額が10万円引き下げられることから、その影響を遮断するため、当該所得の合計額から10万円を控除して合計所得金額とします（控除後の額が0円を下回る場合は0円とします）。